

議案第 5 号

北九州市子ども読書活動推進会議の委員の任命について

北九州市子ども読書活動推進会議委員を次のとおり任命する。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市子ども読書活動推進条例 1 7 条第 4 項の規定に基づき、
委嘱している委員のうち 1 名の辞任に伴い、新たに委員を任命する必要がある
ので、この案を提出する。

北九州市子ども読書活動推進会議について

1 北九州市子ども読書活動推進会議とは

- (1) 「北九州市子ども読書活動推進会議」とは、平成27年6月議会において可決され、平成27年7月3日に公布された「北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例39号)」に基づき、教育委員会に設置する附属機関。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - ア 子どもの読書活動の推進に関すること
 - イ 子ども読書活動推進計画に関すること
 - ウ 条例の見直しに関すること
 - エ その他、子どもの読書活動に関する事項
- (3) 委員は15人以内で、市民、学識経験者などから教育委員会が任命する。

2 設置年月日

平成27年8月1日

3 委員構成数

- 定数 15人以内
- 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

北九州市子ども読書活動推進会議 委員

【任命する委員（新任）】

氏 名	役 職
上満 佳子	学校図書協議会副会長 すがお小学校校長

任期：令和2年5月15日～令和3年8月3日

【参考（前委員）】

氏 名	役 職
中野 まどか	学校図書協議会会長 市丸小学校校長

任期終了年月日

令和 2年 3月31日

北九州市子ども読書活動推進会議 第Ⅲ期委員（新）

区分	氏名	役職名	性別	備考
学識経験者	山元 悦子	福岡教育大学 教授 (国語教育学)	女	
	矢崎 美香	九州女子大学 准教授 (図書館情報学)	女	
	河井 律子	元 福岡県立図書館 副館長 (図書館運営)	女	
学校代表者	上満 佳子	すがお小学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 副会長)	女	新任
	本田 壽志	板櫃中学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 会長)	男	
	相良 勝弘	小倉北特別支援学校 校長 (北九州市立特別支援学校校長会)	男	
	村端 ひとみ	認定こども園きつづくらみなみ 園長 (北九州市私立幼稚園連盟 理事)	女	
	黒田 玲子	れんげ心の花保育園 園長 (北九州市保育所連盟 理事)	女	
PTA代表	清水 良江	北九州市PTA協議会副会長	女	
図書館 読書ボランティア	村岡 純	絵本カーニバル実行委員長	女	
	仲 紀子	読書ボランティア	女	
	尾場瀬 淳美	読書ボランティア	女	
社会教育	内藤 稚代	若松中学校区地域コーディネーター	女	
	原田 多賀子	北九州市立図書館協議会公募委員	女	
市民	龍 真奈美	公募委員	女	

任期：令和元年8月4日～令和3年8月3日 女性参加率：86.7%

北九州市子ども読書活動推進会議 第Ⅲ期委員（旧）

区分	氏名	役職等	性別	備考
学識経験者	山元 悦子	福岡教育大学 教授 (国語教育学)	女	
	矢崎 美香	九州女子大学 准教授 (図書館情報学)	女	
	河井 律子	元 福岡県立図書館 副館長 (図書館運営)	女	
学校等代表	中野 まどか	市丸小学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 会長)	女	退任
	本田 壽志	板櫃中学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 副会長)	男	
	相良 勝弘	小倉北特別支援学校 校長 (北九州市立特別支援学校校長会)	男	
	村端 ひとみ	認定こども園きつづくらみなみ 園長 (北九州市私立幼稚園連盟 理事)	女	
	黒田 玲子	れんげ心の花保育園 園長 (北九州市保育所連盟 理事)	女	
PTA代表	清水 良江	北九州市PTA協議会副会長	女	
図書館 読書ボランティア	村岡 純	絵本カーニバル実行委員長	女	
	仲 紀子	読書ボランティア	女	
	尾場瀬 淳美	読書ボランティア	女	
社会教育	内藤 稚代	若松中学校区地域コーディネーター	女	
	原田 多賀子	北九州市立図書館協議会公募委員	女	
市民	龍 真奈美	公募委員	女	

任期：令和元年8月4日～令和3年8月3日

女性参加率：86.7%

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

第5章まで 削除

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章以下 削除

○北九州市子ども読書活動推進会議規則

平成27年7月29日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会(以下「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 以下削除